

市区町村別集計項目(推進体制等)

沖縄県	
市区町村数	41

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係
					17	17	18				41				
47	201	那覇市	平和交流・男女参画課	1	2	1	1	那覇市男女共同参画推進条例	2005年3月30日	2005年4月1日		第4次那覇市男女共同参画計画(なほ男女平等推進プラン)	2019年12月 ~ 2029年3月	1	1
47	205	宜野湾市	市民協働課	1	2	1	1	宜野湾市男女共同参画推進条例	2021年3月26日	2021年7月1日		第3次宜野湾市男女共同参画計画 はごろもぶらん(改定版)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1
47	207	石垣市	平和協働推進課	1	2	1	1	石垣市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年6月1日		第3次石垣市男女共同参画計画(改定版)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
47	208	浦添市	市民協働・男女共同参画課	1	2	1	1	浦添市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年4月1日		第3次浦添市男女共同参画行動計画(改訂版)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1
47	209	名護市	地域力推進課	1	2	1	1	名護市男女共同参画推進条例	2011年12月22日	2012年4月1日		第2次名護市男女共同参画計画あい・愛プラン	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1
47	210	糸満市	企画部政策推進課	1	2	1	1	糸満市男女共同参画社会推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日		第3次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1
47	211	沖縄市	平和・男女共同課	1	2	1	1	沖縄市男女共同参画推進条例	2011年12月21日	2011年12月21日		第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1
47	212	豊見城市	市民部協働のまち推進課	1	2	1	1	豊見城市男女共同参画推進条例	2012年12月28日	2013年4月1日		第3次男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1
47	213	うるま市	共生推進室	1	2	1	1	うるま市男女共同参画推進条例	2013年12月24日	2014年4月1日		第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1
47	214	宮古島市	企画政策部 働く女性の家	1	2	1	1	宮古島市男女共同参画推進条例	2018年3月29日	2018年4月1日		第4次宮古島市男女共同参画計画 ういざプラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
47	215	南城市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南城市男女共同参画推進条例	2016年9月23日	2016年11月1日		第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
47	301	国頭村	総務課	1	2	0	0				0				
47	302	大宜味村	総務課	1	2	0	0				2				
47	303	東村	総務財政課	1	2	0	0				0				
47	306	今帰仁村	総務課	1	2	0	0				0				
47	308	本部町	総務課	1	2	0	0				2	(第4次本部町総合計画)	2016年3月 ~ 2025年3月	0	0
47	311	恩納村	総務課	1	2	0	0	恩納村男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年3月23日		男女共同参画行動計画(ナビプラン)	2023年4月 ~ 2032年3月	1	1
47	313	宜野座村	総務課	1	2	1	1	宜野座村男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日		第2次宜野座村男女共同参画推進計画～ぎのざ・りっかプラン～	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1
47	314	金武町	総務課	1	2	0	0				2				
47	315	伊江村	総務課	1	1	0	1				0				
47	324	読谷村	企画政策課	1	2	1	1				2	第2次読谷村男女共同参画計画～あやとりプラン～	2013年4月 ~ 2025年3月	0	1
47	325	嘉手納町	企画財政課	1	2	1	0				0	第2次嘉手納町男女共同参画計画(ハイビスカスプラン)	2023年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
47	326	北谷町	町長室	1	2	1	1	北谷町男女共同参画推進条例	2016年3月31日	2016年4月1日		第三次北谷町男女共同参画推進計画～ちゃたんハーモニープラン～	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1
47	327	北中城村	総務課	1	2	0	0				0				
47	328	中城村	総務課	1	2	0	0				0				
47	329	西原町	総務部 企画財政課	1	2	1	1	西原町男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日					
47	348	与那原町	総務課	1	2	0	0				0	(第5次与那原町総合計画)	2019年4月 ~ 2024年3月	0	0
47	350	南風原町	企画財政課	1	2	1	1	南風原町男女共同参画推進条例	2022年3月31日	2022年4月1日		第三次南風原町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1
47	353	渡嘉敷村	総務課	1	2	0	0				0	(渡嘉敷村第5次総合計画)	2023年4月 ~ 2033年3月	0	0
47	354	座間味村	住民課	1	2	0	0				0				
47	355	粟国村	総務課	1	2	0	0				2				
47	356	渡名喜村	総務課	1	2	0	0				2				
47	357	南大東村	総務課	1	2	0	0				0				
47	358	北大東村	総務課	1	2	0	0				0				
47	359	伊平屋村	総務課	1	2	0	0				2				
47	360	伊是名村	総務課	1	2	0	0				0				
47	361	久米島町	総務課	1	2	0	0	久米島町男女共同参画推進条例	2019年7月1日	2019年7月1日		久米島町男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2030年3月	1	1
47	362	八重瀬町	総務課	1	2	0	0				2				
47	375	多良間村	総務財政課	1	2	0	0				0				
47	381	竹富町	政策推進課	1	2	0	0	竹富町男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		竹富町男女共同参画推進プラン～ばいぬ島"ウィンウィン"プラン～	2013年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1
47	382	与那国町	長寿福祉課	1	2	0	0				0				

<選択肢回答>

- 所属  
1 首長部局  
2 教育委員会

- 庁内連絡会議  
1 有  
0 無

- 男女共同参画に関する条例  
現在の状況  
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中  
2 2023年度以降の制定を目的に検討中  
3 その他  
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画  
女性活躍推進法の推進計画との関係  
現在の状況  
1 策定予定有  
0 策定予定無  
1 一体  
0 一体でない  
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)  
1 単独計画として策定  
0 総合計画の一部として策定

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)											問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等							単独	複合	施設管理			事業運営				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	直営	指定管理者			その他	直営	指定管理者	その他				
																		3	3	5	1
			6										3	3	5	1	0	6	0	0	
47	201	那覇市	なは女性センター	なは女性センター	900-0004	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ1階 Aコア	098-951-3203	098-951-3204	<a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html</a>		○	○						○			
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	めぶき	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22号	098-896-1215	098-896-1219	<a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/mebuki/index.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/mebuki/index.html</a>	○		○						○			
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	ふくふく	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22-2号	098-896-1616	098-896-1219	<a href="https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/fukufuku/index.html">https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/fukufuku/index.html</a>	○		○						○			
47	207	石垣市																			
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	浦添市ハーモニーセンター	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目3番5号	098-874-5711	098-874-5890	<a href="http://www.city.urasoe.lg.jp">http://www.city.urasoe.lg.jp</a>	○		○						○			
47	209	名護市																			
47	210	糸満市																			
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター		904-0003	沖縄市住吉1-14-29 3階	098-937-0170	098-937-0175	<a href="https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jinkendanjo/danjokyoudou/sankakucenter/index.html">https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jinkendanjo/danjokyoudou/sankakucenter/index.html</a>		○	○						○			
47	212	豊見城市																			
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター		904-2214	うるま市安慶名一丁目8番1号 健康福祉センターうるみん3階	098-973-8927	098-979-7340	<a href="https://www.city.uruma.lg.jp">https://www.city.uruma.lg.jp</a>		○		○					○			
47	214	宮古島市																			
47	215	南城市																			
47	301	国頭村																			
47	302	大宜味村																			
47	303	東村																			
47	306	今帰仁村																			
47	308	本部町																			
47	311	恩納村																			
47	313	宜野座村																			
47	314	金武町																			
47	315	伊江村																			
47	324	読谷村																			
47	325	嘉手納町																			
47	326	北谷町																			
47	327	北中城村																			
47	328	中城村																			
47	329	西原町																			
47	348	与那原町																			
47	350	南風原町																			
47	353	渡嘉敷村																			
47	354	座間味村																			
47	355	粟国村																			
47	356	渡名喜村																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
47	357	南大東村																
47	358	北大東村																
47	359	伊平屋村																
47	360	伊是名村																
47	361	久米島町																
47	362	八重瀬町																
47	375	多良間村																
47	381	竹富町																
47	382	与那国町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用)のない職員)	用非常勤(雇用)がある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			6					6	5	5	6	2	4	1	0	1	
47	201	那覇市	なは女性センター	1996年10月1日	3	7	2,645	○	○	○	○	○	○				那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	2003年4月1日	0	4	10,294	○		○	○		○				
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	2014年5月21日	0	0	6,789	○	○		○			○			
47	207	石垣市			0	0	0										
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	2018年4月1日	5	5	1,810	○	○	○	○						沖縄女性の翼 海外・国内セミナー参加者に対する補助事業
47	209	名護市			0	0	0										
47	210	糸満市			0	0	0										
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター	2011年1月1日	2	1	1,360	○	○	○	○		○				
47	212	豊見城市			0	0	0										
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター	2017年4月1日	0	0	8,007	○	○	○	○	○	○			○	
47	214	宮古島市			0	0	0										
47	215	南城市			0	0	0										
47	301	国頭村			0	0	0										
47	302	大宜味村			0	0	0										
47	303	東村			0	0	0										
47	306	今帰仁村			0	0	0										
47	308	本部町			0	0	0										
47	311	恩納村			0	0	0										
47	313	宜野座村			0	0	0										
47	314	金武町			0	0	0										
47	315	伊江村			0	0	0										
47	324	読谷村			0	0	0										
47	325	嘉手納町			0	0	0										
47	326	北谷町			0	0	0										
47	327	北中城村			0	0	0										
47	328	中城村			0	0	0										
47	329	西原町			0	0	0										
47	348	与那原町			0	0	0										
47	350	南風原町			0	0	0										
47	353	渡嘉敷村			0	0	0										
47	354	座間味村			0	0	0										
47	355	粟国村			0	0	0										
47	356	渡名喜村			0	0	0										
47	357	南大東村			0	0	0										
47	358	北大東村			0	0	0										
47	359	伊平屋村			0	0	0										
47	360	伊是名村			0	0	0										
47	361	久米島町			0	0	0										
47	362	八重瀬町			0	0	0										
47	375	多良間村			0	0	0										
47	381	竹富町			0	0	0										
47	382	与那国町			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

沖縄県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			6			11	0	0.0	11	0	0.0	30	0	0.0	27	1	3.7	1,062	134	12.6
47	201	那覇市	1998年9月28日	なは男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							149	20	13.4
47	205	宜野湾市	2010年1月30日	共に輝く「ねたて」の都市・ぎのわん 男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							23	7	30.4
47	207	石垣市	2007年11月25日	みーどん(女)とびぎどん(男)でつむぐ男女共同参画都市-いしがき宣言	4	1	0	0.0	0	0								41	1	2.4
47	208	浦添市				1	0	0.0	1	0	0.0							41	5	12.2
47	209	名護市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	4	7.3
47	210	糸満市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	11	15.1
47	211	沖縄市				1	0	0.0	1	0	0.0							37	11	29.7
47	212	豊見城市	2014年2月9日	豊見城市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							48	3	6.3
47	213	うるま市	2013年1月26日	うるま市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							63	10	15.9
47	214	宮古島市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	8	10.4
47	215	南城市	2017年2月5日	南城市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							71	8	11.3
47	301	国頭村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	2	10.0
47	302	大宜味村										1	0	0.0	0	0		17	2	11.8
47	303	東村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	2	33.3
47	306	今帰仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	5	26.3
47	308	本部町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	2	14.3
47	311	恩納村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
47	313	宜野座村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
47	314	金武町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	315	伊江村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
47	324	読谷村										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
47	325	嘉手納町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
47	326	北谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	3	27.3
47	327	北中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	3	21.4
47	328	中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	8	38.1
47	329	西原町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	5	15.6
47	348	与那原町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
47	350	南風原町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	5	25.0
47	353	渡嘉敷村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
47	354	座間味村										1	0	0.0	1	1	100.0	5	0	0.0
47	355	粟国村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
47	356	渡名喜村										1	0	0.0	0	0		0	0	
47	357	南大東村										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
47	358	北大東村										1	0	0.0	1	0	0.0	3	1	33.3

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
47	359	伊平屋村								1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0		
47	360	伊是名村								1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0		
47	361	久米島町								1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5		
47	362	八重瀬町								1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	5.9		
47	375	多良間村								1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0		
47	381	竹富町								1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0		
47	382	与那国町								1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0		

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他





調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他													
						管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)																		課長相当職	うち女性数			女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	
47	201	那覇市	1,423	225	15.8	1,203	193	16.0	201	30	14.9	172	26	15.1	92	22	23.9	77	22	28.6	1,130	173	15.3	954	145	15.2	997	257	25.8	781	204	26.1	2,833	995	35.1	2,089	759	36.3			134	18	13.4	26	2	7.7		
47	205	宜野湾市	217	40	18.4	169	35	20.7	21	5	23.8	17	5	29.4	30	7	23.3	25	7	28.0	166	28	16.9	127	23	18.1	295	91	30.8	223	76	34.1	557	202	36.3	373	157	42.1	1		11	2	18.2	1	0	0.0	1	
47	207	石垣市	88	23	26.1	71	20	28.2	11	3	27.3	10	3	30.0	15	6	40.0	13	6	46.2	62	14	22.6	48	11	22.9	0	0	0.0	0	0	0.0	212	70	33.0	147	51	34.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	208	浦添市	59	9	15.3	51	9	17.6	12	2	16.7	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	47	7	14.9	41	7	17.1	55	16	29.1	45	15	33.3	56	17	30.4	52	17	32.7	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	209	名護市	96	15	15.6	80	11	13.8	17	5	29.4	15	4	26.7	0	0	0.0	0	0	0.0	79	10	12.7	65	7	10.8	0	0	0.0	0	0	0.0	259	90	34.7	200	68	34.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	210	糸満市	76	14	18.4	62	10	16.1	14	1	7.1	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	62	13	21.0	50	9	18.0	0	0	0.0	0	0	0.0	169	49	29.0	124	40	32.3	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
47	211	沖縄市	54	9	16.7	49	9	18.4	12	2	16.7	11	2	18.2	15	3	20.0	13	3	23.1	27	4	14.8	25	4	16.0	47	8	17.0	36	7	19.4	60	23	38.3	39	14	35.9	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
47	212	豊見城市	116	19	16.4	94	18	19.1	13	0	0.0	10	0	0.0	24	6	25.0	18	6	33.3	79	13	16.5	66	12	18.2	92	18	19.6	68	15	22.1	309	114	36.9	156	55	35.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	213	うるま市	59	11	18.6	37	7	18.9	13	2	15.4	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	46	9	19.6	29	6	20.7	106	25	23.6	67	14	20.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	214	宮古島市	108	18	16.7	100	18	18.0	20	3	15.0	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	88	15	17.0	80	15	18.8	41	14	34.1	34	14	41.2	264	88	33.3	214	88	41.1	1		8	1	12.5	3	1	33.3	1	
47	215	南城市	84	9	10.7	73	8	11.0	18	3	16.7	15	2	13.3	6	0	0.0	6	0	0.0	60	6	10.0	52	6	11.5	71	9	12.7	56	6	10.7	165	60	36.4	138	50	36.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	301	国頭村	51	8	15.7	38	4	10.5	13	2	15.4	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	38	6	15.8	29	3	10.3	0	0	0.0	0	0	0.0	77	22	28.6	59	14	23.7	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
47	302	大宜味村	11	1	9.1	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	10	0	0.0	11	0	0.0	10	0	0.0	17	6	35.3	16	5	31.3	1		2	1	50.0	0	0.0	1		
47	303	東村	9	0	0.0	8	0	0.0	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	3	14.3	19	2	10.5	1		1	0	0.0	0	0.0	1		
47	306	今帰仁村	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	10	3	30.0	9	2	22.2	12	5	41.7	12	5	41.7	1		8	2	25.0	1	0	0.0	1	
47	308	本部町	11	2	18.2	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	11	2	18.2	16	6	37.5	14	5	35.7	22	11	50.0	19	8	42.1	1		3	1	33.3	1	100.0	1		
47	311	恩納村	14	1	7.1	13	1	7.7	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	11	1	9.1	13	1	7.7	12	1	8.3	33	10	30.3	25	5	20.0	1		1	0	0.0	0	0.0	1		
47	313	宜野座村	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	39	10	25.6	0	0	0.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	314	金武町	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	14	1	7.1	15	7	46.7	15	7	46.7	23	13	56.5	23	13	56.5	1		4	2	50.0	1	0	0.0	1	
47	315	伊江村	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	15	2	13.3	15	2	13.3	38	13	34.2	38	13	34.2	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
47	324	読谷村	15	1	6.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	12	1	8.3	30	6	20.0	22	2	9.1	38	14	36.8	24	10	41.7	1		1	0	0.0	0	0.0	1		
47	325	嘉手納町	28	3	10.7	27	3	11.1	7	1	14.3	7	1	14.3	1	0	0.0	1	0	0.0	20	2	10.0	19	2	10.5	15	6	40.0	15	6	40.0	39	11	28.2	39	11	28.2	1		16	6	37.5	1	0	0.0	1	
47	326	北谷町	19	3	15.8	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	3	15.8	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	47	26	55.3	46	25	54.3	1		2	0	0.0	0	0.0	1		
47	327	北中城村	31	6	19.4	28	5	17.9	7	1	14.3	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	24	5	20.8	22	4	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	53	29	54.7	36	15	41.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	328	中城村	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	12	1	8.3	9	6	66.7	0	0	0.0	29	8	27.6	27	6	22.2	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	329	西原町	15	2	13.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	56	16	28.6	52	16	30.8	1		3	0	0.0	0	0.0	1		
47	348	与那原町	22	3	13.6	22	3	13.6	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	3	16.7	18	3	16.7	31	7	22.6	31	7	22.6	37	16	43.2	37	16	43.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	350	南風原町	17	1	5.9	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	17	1	5.9	26	8	30.8	21	4	19.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
47	353	渡嘉敷村	20	5	25.0	19	4	21.1	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	5	33.3	14	4	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	5															

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
										22	1の合計	36	0	26	0		28	26	26	26	27	29		
										1	2の合計	2	21	10	36		2	4	5	5	6	2		
										1	3の合計	1	7		0		2	2	2	2	2	2		
										17	4の合計	2	8				9	9	8	8	6	6		
47	201									那覇市	那覇市議員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員(一般職の職員及び任期付採用職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1	
47	205									宜野湾市	宜野湾市職員旧姓等使用取扱要綱 (旧姓等使用の届出) 第3条 職員が旧姓等を使用しようとするときは、旧姓等使用届(様式第1号)により所屬長を経由して任命権者に届けなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓等使用届に宜野湾市職員服務規程(昭和58年宜野湾市訓令第7号)第4条第2項に規定する履歴事項変更・追加届を添えて提出するものとする。 3 通称を使用する職員は、前項に定める書類に加え、医師の診断書を提出するものとする。	1	2	1	2		2	1	1	1	1	1	1	1
47	207									石垣市	石垣市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、石垣市職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。 (令3告示168・一部改正) (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用届(様式第1号)に石垣市職員服務規程(昭和61年石垣市訓令第11号)第6条に規定する履歴事項追加変更届を添え、所屬長を経由して任命権者に提出しなければならない。ただし、非常勤職員においては、履歴事項追加変更届の提出は不要とする。 (令3告示168・一部改正) (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の規定による届出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前条の規定により承認した場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号、以下「台帳」という。)に記載するものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書及びデータ(以下「文書等」という。)は、法令等に触れるおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 (人事異動等の取扱い) 第6条 任命権者は、台帳に記載した職員を人事異動により他の任命権者の事務部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(様式第4号、以下「異動通知書」という。)により通知するものとする。 2 任命権者は、その所管する事務部局の中で台帳に記載した職員の配置替えをしたときは、前項の異動通知書により新たな所屬長に通知するものとする。 3 任命権者は、他の任命権者から第1項の規定による通知を受けたときは、第3条第1項に規定する届出があったものとみなす。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民及び職員に誤解や混乱等が生じないように努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓使用については、その適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)により所屬長を経由し、任命権者に届けなければならない。 2 任命権者は、前項の届出があった場合には、台帳にその旨を記載するものとする。 3 第1項の規定により旧姓使用の中止を届け出た職員は、特段の理由なく再び旧姓使用の届出をすることはできない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。 附 則(令和3年告示第168号) この要綱は、公布の日から施行する。	1	2	1	2		2	1	1	1	1	1		





都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
47	315	伊江村	4	伊江村議会	1	2	1	伊江村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1				
47	324	読谷村	4	読谷村議会	1	3	1	読谷村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1				
47	325	嘉手納町	4	嘉手納町議会	1	2	1	嘉手納町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1				
47	326	北谷町	1	北谷町議会	1	3	1	北谷町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、北谷町の一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続きしようすることについて必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)により、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。 北中城村職員旧姓使用取扱要綱 北中城村職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、北中城村の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申出) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)により、所屬長を経由して任命権者に申し出なければならない。 (承認の通知) 第3条 任命権者は、前条の申出書の提出があつた場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、当該職員に速やかに通知するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により通知をしたときは、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)により所屬長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる範囲及び文書等) 第5条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 村民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合 2 旧姓の使用できる文書等の基準については、村長が別に内規で定める。 (人事異動等の場合の取扱い) 第6条 任命権者は、旧姓使用職員台帳に登載した職員を人事異動により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(第5号様式)により通知するものとする。同一任命権者の事務部局内で配置替えしたときも、同様とする。 2 他の任命権者から前項の通知を受けた場合は、第2条に規定する申出があつたものとみなす。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (職員の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、村民、職員等に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。	2													1	1	1	1	1	1
47	327	北中城村	1	北中城村議会	1	4	2	北中城村職員旧姓使用取扱要綱 北中城村職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、北中城村の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申出) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)により、所屬長を経由して任命権者に申し出なければならない。 (承認の通知) 第3条 任命権者は、前条の申出書の提出があつた場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、当該職員に速やかに通知するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により通知をしたときは、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)により所屬長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる範囲及び文書等) 第5条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 村民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合 2 旧姓の使用できる文書等の基準については、村長が別に内規で定める。 (人事異動等の場合の取扱い) 第6条 任命権者は、旧姓使用職員台帳に登載した職員を人事異動により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(第5号様式)により通知するものとする。同一任命権者の事務部局内で配置替えしたときも、同様とする。 2 他の任命権者から前項の通知を受けた場合は、第2条に規定する申出があつたものとみなす。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (職員の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、村民、職員等に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。	2													2	2	2	2	2	2
47	328	中城村	2	中城村議会	1	4	2	西原町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものである。	2										3	3	3	3	3	3			
47	329	西原町	1	西原町議会	1	3	1	西原町議会会議規則 第2条の2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1				
47	348	与那原町	4	与那原町議会	1	4	2		2									4	4	4	4	4	1				

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
47	350	南風原町	1	南風原町職員旧姓使用取扱要綱 南風原町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、南風原町職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、南風原町職員服務規程(平成15年南風原町規程第8号)第4条第2項に規定する届出とともに、町長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (承認の取消し) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認められた場合、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定により、旧姓の使用の中止を承認したときは、その旨を職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳に記載するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第7条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、別表のとおりとする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 町民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないときは、この限りでない。 (職員の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成14年10月3日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、平成14年11月30日までに第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。 別表(第7条関係) 旧姓を使用できる書類の範囲の例示 1 本人の特定、同一性の確認のためのもの ① 職場での呼称 ② 名刺、名刺 ③ 事務分掌表 ④ 座席配置図 ⑤ 職員録 ⑥ 起案文書 ⑦ 各種文書における担当者氏名 ⑧ 事務引継書 ⑨ 復命書 2 権利・義務に関するもの 1 出勤簿、休暇簿、休職簿(育児休業を含む) 2 各種手当の申請書(特殊勤務手当を除く) 3 週休日の振替簿 4 時間外及び休日勤務同書兼命令簿 3 その他専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないとき。	南風原町議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1
47	353	渡嘉敷村	4		渡嘉敷村議会	3					4	4	2	2	2	
47	354	座間味村	4		座間味村議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	
47	355	粟国村	1		粟国村議会	1	4	2		2		4	4	4	4	
47	356	渡名喜村	4		渡名喜村議会	1	3	2		2		2	2	2	2	
47	357	南大東村	4		南大東村議会	4					4	4	4	4	4	
47	358	北大東村	4		北大東村議会	1	4	2		2		4	4	4	4	
47	359	伊平屋村	4		伊平屋村議会	4					4	4	4	4	4	
47	360	伊是名村	4		伊是名村議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
47	361	久米島町	4	八重瀬町職員の旧姓使用に関する規程	久米島町議会	1	4	2		2							3	3	3	3	3	1
47	362	八重瀬町	1	第1条 この訓令は、八重瀬町(以下「職員」という)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改め職務上使用することに必要な事項を定めるものとする。 第3条 職員は旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者へ申し出なければならない。	八重瀬町議会	1	4	2		2							4	4	4	4	4	4
47	375	多良間村	4	竹富町職員の旧姓使用に関する規程	多良間村議会	1	3	2	竹富町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない自由のため出席できないとき	2						4	4	4	4	4	2	1
47	381	竹富町	1	第5条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号の全てに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外のものであって、おおむね別表第2に掲げる基準に該当するものとする。	竹富町議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	1
47	382	与那国町	1	与那国町職員の旧姓使用に関する規定 第1条 この訓令は、与那国町職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	与那国町議会	2											4	2	2	2	2	4

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	2	3												4
		2	6	12	1	0	2									31
		0	0	26												6
		39	33													
47	那覇市	4	4	3												2
47	宜野湾市	4	4	2												1
47	石垣市	4	4	2												1

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
47	208	浦添市	2	2	3			3		1		3		
47	209	名護市	4	4	3			3		1		1		
47	210	糸満市	4	4	3			3		4		2		
47	211	沖縄市	4	4	3			3		1		2		
47	212	豊見城市	4	4	2			3		2		2		
47	213	うるま市	4	4	3			3		1		2		
47	214	宮古島市	4	2	2			2	3	4		2		

都	市	区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを除く)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定がある(倫理防規正)	2. 議員ハラスメント防止規定を設けている(窓に口開)	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
47	215	南城市	4	4	3					3		3	1	南城市議会議員の通称名等の使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、南城市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称又は旧漢字を新漢字に改めた氏名(以下「通称名」という。)を使用すること、及び議員が婚姻、養子縁結等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き継ぎ、又は一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。  (通称名等の使用) 第2条 議員はあらかじめ議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。  (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの	2	
47	301	国頭村	4	4	3					3		3	4		2	
47	302	大直味村	4	4	3					3		3	4		2	
47	303	栗村	4	4	3					3		3	4		2	
47	306	金剛仁村	4	4	2					2	2	2	4		2	
47	308	本郷町	4	1	2					2	2	2	2		2	
47	311	恩納村	4	4	3					3		3	4		2	
47	313	宜野座村	4	4	3					3		3	2		2	
47	314	金武町	4	4	2					2	2	2	4		2	
47	315	伊江村	4	4	3					1	2	3	4		3	
47	324	読谷村	4	4	3					3		3	4		2	
47	325	嘉手納町	4	4	1	1				2	2	2	4		2	
47	326	北谷町	2	2	3					3		3	1	北谷町議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、あらかじめ、議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。  (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの	2	
47	327	北中城村	4	4	3					3		2	4		2	
47	328	中城村	4	2	2					2	2	2	4		2	
47	329	西原町	4	4	3					3		3	4		2	
47	348	与那原町	4	2	3					3		3	2		2	
47	350	南風原町	4	2	2					2	2	3	4		1	南風原町地域防災計画 ②その他所管の被害状況等の調査、対応業務に関する各担当部長への報告に関すること
47	353	渡嘉敷村	4	4	3					3		3	4		2	
47	354	産間味村	4	1	3					3		3	4		2	
47	355	粟国村	4	4	1			3	パンフレット等により啓発活動を行っている	2	2	2	3		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	3. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
47	356 鎌倉市	4	4	1		3	会議の中で周知している	3	2	2		3		
47	357 南大東村	4	4	3				3		3		3		
47	358 北大東村	4	4	3				3		3		3		
47	359 伊平屋村	4	4	2				2		2		2		
47	360 伊豆名村	4	4	2				2		2		2		
47	361 久米島町	4	4	3				3		3		3		
47	362 八重瀬町	4	4	3				3		3		3		
47	375 多良間村	4	4	3				1		1		2		
47	381 竹富町	4	4	2				2		2		2		
47	382 与那国町	4	4	3				3		3		3		